

**令和 8 年度久万高原町太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、「令和 8 年度久万高原町太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）（以下「本事業」という。）」の契約事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するにあたり、先見的かつ柔軟な思考力、専門的な技術力及び経験を有する者から技術的かつ効果的な事業成果を生む手法の提案を募集し、最も適切なものを選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

（1）事業の名称

令和 8 年度久万高原町太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）

（2）事業の内容

別紙「令和 8 年度久万高原町太陽光発電設備等導入事業（PPA 事業）仕様書」のとおり

（3）提案限度額

PPA サービス料金単価については、基本的に上限を設定することとし、設定した単価については、参加資格があると認めた者に対し上限単価等を通知する。

なお、PPA サービス料金に太陽光発電電力以外の蓄電池の設置費用等が含まれる場合は、太陽光発電電力に相当する料金単価を提案限度額の対象とする。

（4）事業のスケジュール

・募集開始	令和 8 年 10 月 1 日(木)
・質問受付期限	令和 8 年 11 月 26 日(木)正午
・質問回答	令和 8 年 12 月 1 日(火)
・参加申込書受付期限	令和 8 年 12 月 3 日(木)正午
・企画提案書受付期限	令和 8 年 12 月 25 日(金)正午
・プレゼンテーション審査（予定）	令和 9 年 1 月上旬
・結果通知(予定)	令和 9 年 1 月上旬

3 参加資格

（1）応募者

応募者は、四国内で平成 28 年度以降に 10kW 以上の太陽光発電システムの施工実績があることとする。

（2）応募の参加資格

ア 久万高原町入札参加資格者名簿に登録されていること。

イ 久万高原町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。

オ 以下に該当する者が役員の企業・団体でないこと。

（ア）法律行為を行う能力を有しない者

（イ）破産者で復権を得ない者

（ウ）禁錮以上の刑に処せられている者

カ 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

（ア）役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

（イ）暴力団（暴対法第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

（ウ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、関与していると認められる者

（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

キ 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

ク 民間企業、NPO 法人、その他の法人（公益法人等）又は法人以外の団体等であって、現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

ケ 愛媛県内に本店または支店があること。

コ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

・ 1 級電気工事施工管理技士又は 2 級電気工事施工管理技士

サ コンソーシアムを構成し、本プロポーザルに参加しようとする場合、全ての構成員がア〜クまでの資格要件を満たし、代表者もしくは構成員のいずれかがケ及びコの資格要件を満たすこと。また、構成員として参加している場合は単体で参加することはできない。

（3）応募に関する留意事項

ア 応募に係る全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。なお、最も優れた提案者（以下「最優秀提案者」という。なお、最優秀提案者との協議が整わない場合には、次点提案者を最優秀提案者とする。）の提出書類の使用権に関しては、町に帰属するものとする。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 当該提案に係る一連の手続及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

カ 提案書の提出後は、加筆、修正及び差し替えは認めない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

キ 提案書に虚偽の記載があったと認められた場合、当該提案書は無効とする。

ク 提出された書類は、久万高原町情報公開条例(平成16年8月1日条例第10号)に基づく情報公開の対象となる。

ケ 提案内容の条件

- ・運転期間は運転開始日から20年間とする。
- ・久万高原町太陽光発電設備等導入事業(PPA事業)仕様書「別紙1」をもとに、現状と太陽光発電設備等導入後を比較し、電気料金が抑制される提案をすること。
- ・PPA事業期間におけるメンテナンス業務の実施にあたり、可能な限り、地元業者を活用すること。
- ・本事業により導入した太陽光発電設備等については、PPA事業期間終了後、町にその所有権を無償譲渡すること。
- ・PPA事業期間中、町とPPA事業者双方が同じ内容で管理する必要があるため、管理手法については協議事項とする。
- ・太陽光発電設備等導入計画については事前調査結果を基に町と協議の上、導入計画を確定するものとする。
- ・メンテナンス対応はPPA事業期間と同じとする。

4 参加申込

(1) 提出書類及び提出部数

下記の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書(様式1)

イ 会社概要(様式任意)

ウ 参加資格に係る書類

(ア) 法人登記簿謄本(3箇月以内のもの)及び記載事項を証する書面

(イ) 貸借対照表(直近3期比較)

(ウ) 損益計算書(直近3期比較)

(エ) 1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士の資格の写し

(オ) 太陽光発電設備(10kW以上)の導入実績がわかる資料(任意様式)

エ コンソーシアムの場合、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担及び統括役割を担う構成員を代表する者に係る書類(任意様式)

(2) 提出期間

令和8年10月1日(木)から令和8年12月3日(木)正午までの執務時間中（祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「11 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込者を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

(5) 資格確認結果及び提案要請の通知

提出した参加申し込みに係る提出書類等に基づき、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査し、令和8年12月8日(火)までに、順次文書にて通知する。

5 提案書の提出

(1) 提出期間

参加資格確認結果の通知日から令和8年12月25日(金)正午までの執務時間中（祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「11 問合せ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

6 企画提案書の内容

提案書類は、次のとおりとする。なお、記載欄が不足する場合は、適宜行を増やし、複数枚にわたってもよい。また、別表や図などを提案に用いる場合、提案書に分かるよう記載すること。

(1) 提案書

「1 事業の実施内容」

「1-1 事業の実施方針」

- ・提案の基本方針・概要・設備のシステム構成図等を記載すること。

「1-2 太陽光発電設備容量」

- ・想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW））を検討すること。

「1-3 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量」

- ・想定自家消費電力量を検討し、自家消費電力量（kWh）の考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出係数は令和6年度の四国電力のCO₂排出係数で定められている0.448kg-CO₂/kWhを使用すること。

「1-4 設備設置仕様」

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。

- ・想定する設置場所、設置方法における JIS C8955 に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に対する太陽光発電設備の耐荷重を、風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・本町の設計積雪量は 1.3m であることに注意すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（基礎、パネル重量込み：単位 N/m² もしくは kg/m²）を記載すること。

「1－5 提案単価及び発電設備導入前後の電気料金」

- ・電気料金の概算単価については、運転期間中における施設での自治体の負担として算出すること。（運転期間 20 年間分の電気料金シミュレーション等の算出根拠を含む。）
- ・PPA サービス料金に太陽光発電電力以外の蓄電池の設置費用等が含まれる場合は、太陽光発電電力に相当する電気料金の概算単価を算出すること。

「1－6 その他独自提案」

- ・本町の特性や施設の状況を踏まえた独自提案、その他温室効果ガス排出量の削減に有効な独自提案を記載すること。
- ・屋根の補修等で太陽光発電設備が設置可能と判断できる施設がある場合は、その概算費用を算出すること。

「2 事業実施体制」

「2－1 事業実施体制図」

「2－2 事業実施スケジュール」

「2－3 町内の業者の活用の提案」

「2－4 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画・補償（定期点検、設備交換計画）、実施体制」

「2－5 故障、緊急時の対応体制図」

(2) 上記提出物の電子データ

提出物の種類ごとに PDF 形式で CD-R に保存すること。

(3) 提出部数等

上記 (1)・・・4 部（原本 1 部、写し 3 部）

上記 (2)・・・1 部

(4) 留意事項

ア 技術提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。

イ 提出された技術提案書は、返却しない。

ウ 技術提案書の提出は、参加者 1 者につき 1 回のみとし、複数の提案をすることはできない。

7 質疑の方法

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和8年10月1日(木)から令和8年11月26日(木)正午

(2) 受付方法

メールにより、下記の「11 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式3）を提出すること。（電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。）

※タイトルは「【太陽光質疑】（事業者名）」とした上でメールすること。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、メールにより令和8年12月1日(火)までに随時回答を送付する。

質問及び回答内容は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8 選考方法及び審査結果の通知

(1) 受注者の選定は、プレゼンテーションによる審査を行い、全体を通して事業を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を最優秀提案者として選定する。

(2) プレゼンテーションの開催については次のとおり。

ア 1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に選定委員が質問を行う。1企画提案書あたりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計50分以内とする。

イ プレゼンテーションは、令和9年1月上旬に開催の予定としており、詳細は各提案者に別途通知する。

(3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア 上限単価等を超える金額での企画提案書の提出があったとき。

イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

(4) 企画提案者が1者の場合であっても企画提案等の評価を行い、委託業者としての可否を審査する。

(5) 評価基準

区分	評価項目	評価事項
業者評価	会社概要	・過去3年のうち経常利益が黒字である年数 ・過去3年の自己資本比率
	類似実績	・平成28年度以降、類似する施工実績を有しているか。
提案評価	導入設備の内容	・技術提案に具体性・妥当性があるか。 ・設備容量に具体的な提案があるか。
	二酸化炭素排出量の削減	・二酸化炭素排出量の排出量削減に取り組む提案がなされているか。
	導入設備の安全性	・設備の安全性の確保（風、積雪、地震等への対応）

実施体制	工事遂行能力	・実施体制や施工スケジュールは実効性のある計画工程であるか。
	業務遂行能力	・無理のないメンテナンス計画、実施体制等となっているか。
	故障時の緊急対応	・故障、緊急時の連絡体制が明確に示され、安定した事業実施が見込まれるか。
	施工の整合性	・技術提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。
	事業継続性	・長期間（最長 20 年間）の事業期間に対し、事業継続を保証できる提案となっているか。
地域貢献	メンテナンス体制	・地元業者を活用したメンテナンス体制となっているか。

(6) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に書面で通知する。

なお、審査結果に関する質問は、一切受け付けない。

(7) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備があり、補正が困難である場合
- ウ 参加資格に違反している場合
- エ その他不正行為があった場合

9 選考後の手続き

優先交渉権者は、速やかに候補施設の現地調査、設備容量の検討、必要に応じて構造調査等を実施し、町と事業内容について詳細な協議を行い、双方合意のうえ契約を締結する。

優先交渉権者と町の双方が合意しない場合には、次点交渉権者と詳細な協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、優先交渉権者または次点交渉権者の負担とする。

業務実施にあたっては、可能な限り、地元業者を活用することを条件にしているが、業者選定の決定に関しては町の確認を受けなくてはならない。

町及び優先交渉権者との協議により、事業内容を一部変更することがある。

導入後の太陽光 PPA 事業にかかる第 1 回目の PPA サービス料金請求については、運転開始の翌月 1 日から月末を初回として行うことを条件とする。

10 その他留意事項

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することがある。
- (3) 提出された書類は、久万高原町情報公開条例（平成 16 年 8 月 1 日条例第 10 号）

に基づく情報公開の対象となる。

11 問合せ先・提出先

久万高原町森林G X推進室

郵便番号：791-1201

住 所：愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 番地

T E L：0892-21-1111 (内線:191)

F A X：0892-21-2860

メール：gx-suishin@kumakogen.jp